

広島県広島ヘリポート条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十号

広島県広島ヘリポート条例の一部を改正する条例

広島県広島ヘリポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。